

## 財政援助団体等の監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等の監査を尾花沢市監査基準に準拠し実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を提出します。

令和7年12月24日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行

尾花沢市監査委員 小 関 英 子

### 記

1. 監査の対象 株式会社尾花沢市ふるさと振興公社
2. 監査期日 令和7年11月26日（水）  
令和7年11月27日（木）
3. 監査執行者 尾花沢市監査委員 丹川 弘 行  
尾花沢市監査委員 小 関 英 子
4. 監査の範囲 令和6年度の指定管理に係る出納並びに関連事務の執行状況
5. 監査の着眼点及び実施内容 監査対象の財政援助団体及び所管課が令和6年度に実施した財政援助にかかる会計事務その他の事務執行が当該財政援助の目的に沿って行われているかを監査するため、あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、当該法人の役職員から説明を聴取するとともに、指定管理及び市補助金に係る収支の会計処理は適正に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿、証書類の監査を実施した。
6. 監査の結果 別添のとおり、一部に指摘事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添) 監査の結果【指摘事項】

1. 徳良湖周辺施設等、徳良湖温泉「花笠の湯」、花笠高原施設の3件に共通して、指定管理仕様書に明記されている開館時間及び休館日が現状と乖離している。また、乖離するに至った経緯が文書として残されていない。
2. 徳良湖周辺施設等、徳良湖温泉「花笠の湯」、花笠高原施設の3件に共通して、指定管理仕様書及び基本協定に明記されている管理計画書、事業報告書の作成及び提出について、受託者側の正式な発出文書がない状態で市商工観光課担当者へメールにて送付されている。
3. 徳良湖周辺施設等、花笠高原施設の2件に共通して、指定管理仕様書に明記されている防災、防犯等の危機管理対策マニュアルが作成されていない。
4. 市が積算した部門ごとの指定管理料の設計と受託者側の部門ごとの配分が異なるため、指定管理料に対する支出が特定できず、指定管理料の額が妥当であるか判断できない。

その他

1. 基幹集落センター及び徳良湖自然研修センター入口に設置してある案内看板が劣化しているため、適切に対応されたい。

以上